

【別表 1】

専 攻	取得できる教員免許状の種類（教科）
高度教育実践専攻	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 （国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭専修免許状 （国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，家庭，情報，工業，英語） 幼稚園教諭専修免許状 養護教諭専修免許状

【別表 2】

教員免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	教育職員免許法規定区分
小学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び小学校教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
中学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び中学校教諭一種免許状（取得を希望する免許教科の一種免許状）を有すること	24	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び高等学校教諭一種免許状（取得を希望する免許教科の一種免許状）を有すること	24	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び幼稚園教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
養護教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び養護教諭一種免許状を有すること	24	養護又は教職に関する科目

(例) 中学校教諭専修免許状（国語）を取得する場合に必要な要件 ① 中学校教諭一種免許状（国語）を有していること ② 中学校教諭専修免許状（国語）に使用できる授業科目を24単位分修得すること ③ 本研究科を修了すること（教職修士（専門職）の学位を有すること）
--